

これらについて情報を提供しなければならない。

(3) 本編に定める給付を要求した者または受給している者に対して当該給付の排除または減少に適した給付または適していた給付を提供する義務を負っている者または負っていた者、これらの者に貸付をしているかその資産を保管している者は、要求があった場合、社会扶助主体に対して、本編に定める給付の実施に個別に必要な限りで、これらについての情報またはそれと関連する収入または資産についての情報を提供しなければならない。第10編第21条第3項第4文は、これを準用する。

(4) 使用者は、社会扶助主体に対して、当該使用者のもとで就労している受給権者、扶養義務者、その同居する配偶者または生活パートナーおよび費用返還義務者の就労の種類および期間、就労場所、報酬に関して、本編の実施に必要な限りで情報を提供する義務を負う。

(5) 第1項ないし第4項までの規定により情報提供義務を負う者は、自らまたはその近親者（民事訴訟法第383条第1項第1号ないし第3号）に、違法行為または秩序違反を理由として訴追される危険を生じさせるような申告を拒否することができる。

(6) 故意または重過失により第2項、第3項第1文および第4項による情報提供をおこなわず、完全な情報提供をおこなわずまたは適時の情報提供をおこなわなかった者は、秩序違反行為を行ったことになる。秩序違反は、これを過料によって罰することができる。

第118条 照合、行政共助

(1) 社会扶助主体は、第4章を除いた本編に定める給付を受給する者に対して、以下の各号について、自動データ比較による照合を定期的にもおこなうことができる。

1. これらの者における、連邦雇用エージェンシー（教示機関）による給付または法定労災保険主体もしくは法定年金保険主体（教示機関）による給付の、現在および過去における受給の有無、金額および期間
2. 本編に定める給付受給期間と保険加入義務期間または僅少労働期間との重複の有無およびその範囲
3. 連邦税務庁（教示機関）に対する所得税法第45d条第1項に基づくデータ送達の有無および内容
4. 第90条第2項第2号にいう資産の、所得税法第10a条または第11節にいう優遇積み立て型老後準備の目的への合致の有無およびその程度

社会扶助主体は、第1文による照合のために、本編に定める給付受給者の姓、名（呼び名）、生年月日、出生地、国籍、性、住所および保険番号を、教示機関に伝達することができる。教示機関は、第2文により伝達されたデータとの比較をおこない、第1文の意味で認定したデータを社会扶助主体に伝達する。社会扶助主体に伝達されたデータとデータメディアは、比較実施後遅滞なく返却、消去または抹消されなければならない。社会扶助主体は、自らに伝達されたデータを、第1文による照合のためにのみ利用することができる。照合の結果、問題がなかった者のデータは、遅滞なく消去されなければならない。

(2) 社会扶助主体は、本編に定める給付受給者について、これらの者における、他の社会扶助主体による本編に定める給付の、現在および過去における受給の有無、金額および期間に関して、自動データ比較により照合を定期的にもおこなう権限を有する。この目的のために、第1項第2文から見て必要なデータを、他の社会扶助主体または第120条第1号にいう

中央調整機関に伝達することができる。これらの機関は、自らに伝達されたデータの比較をおこない、第1文の意味でした認定を、伝達元の社会扶助主体に知らせる。伝達されたデータおよびデータメディアが、第1文にいう照合にもはや必要ではない場合には、これらは遅滞なく返却、消去または抹消されなければならない。本項による照合手続は、総合しておこなうことおよび第1項による照合手続と結合することができる。

(3) 年金保険主体データ機関は、連邦全体の調整機関として、第1項および第2項によるデータ比較に必要な限りで、第1項および第2項により伝達されるデータを、蓄積し利用することができる。同機関は、データ比較に必要な限りで、基幹データ（第6編第150条）、使用者への調査のために管理するデータ（第4編第28p条第8項第2文）を利用することができる。第1文により年金保険主体データ機関に蓄積されたデータは、データ比較終了後遅滞なく消去しなければならない。

(4) 社会扶助主体は、社会扶助の違法利用を回避するために、その任務遂行に必要な限りで、本編に定める給付受給者のデータを、社会扶助行政の他の機関、公企業、郡、郡行政庁および市町村に照合させる権限を有する。社会扶助主体は、照合のために、第1項第2文に掲げるデータを伝達することができる。照合は、自動データ比較により、第4文に掲げる各データを管轄権の関係で保有する機関と共同で定期的にもおこなうことができる。第1文により、以下のデータの照合をおこなうことが許される。

1. 生年月日および出生地
2. 個人的状況および家族状況
3. 住所地
4. 住居の賃借関係または譲渡関係の期間および費用
5. 電気、ガス、水道、燃料、ゴミ処理に関してなされた給付行為の期間および費用
6. 自動車保有状況

第1文に掲げる機関は、第4文に掲げるデータを伝達する義務を負う。これらの機関は、自らに照合のために伝達されたデータを、通知後遅滞なく消去しなければならない。これらの機関による伝達は、特別な法定利用規則によりそれが許されない場合には、おこなわない。

第119条 連邦の委託による科学的研究

社会扶助主体は、連邦保健社会保障省の委託を受けて社会給付に関して法律の目的が達成されているかどうかを審査しまたはそれを改善するための研究をおこなう研究機関に対して、以下のいずれにもあたる限りで、社会データを伝達することができる。

1. それが研究実施に必要な限り、とりわけ、研究計画が、匿名データまたは仮名データでは実施できない限り
2. 研究計画の公益が、伝達を排除することに対する当事者の保護に値する利益を大きく越える限り

伝達前に当事者に対して、予定されている伝達、研究の目的および第3文に定める不服申立手続に関して書面により告知しなければならない。当事者は、告知後1ヶ月以内に、伝達に対し異議を申し立てることができる。その他、第10編第2章はそのまま適用する。

第120条 政令への授権

連邦保健社会保障省は、法規命令により、連邦経済労働省の了承のもと、連邦参議院の同意を得て、以下をおこなう権限を有する。

1. 第118条第1項に定める自動データ比較の手続の詳細および手続の費用の詳細を定めること；その際、教示機関への照会が、その管轄権が少なくとも一つの連邦州全体におよぶ中央調整機関（統括機関）によって確実におこなわれる旨を定めなければならない
2. 第118条第2項に定める手続の詳細を定めること

第15章 統計

第121条 連邦統計

本編の効果を判断し、および本編の継続的發展を図るため、以下の各号に関する調査を連邦統計として実施する。

1. 以下の受給者
 - a) 生計扶助（第27条－第40条）
 - b) 老齡期および稼得能力減少時における基礎保障（第41条－第46条）
 - c) 保健扶助（第47条－第52条）
 - d) 障害者統合扶助（第53条－第60条）
 - e) 介護扶助（第61条－第66条）
 - f) 特別な社会的困難を克服するための扶助（第67条－第69条）
 - g) その他の生活状態における扶助（第70条－第74条）
2. 社会扶助の支出および収入

第122条 調査指標

(1) 第121条第1号a)に関する調査の調査指標は、以下に掲げるものとする。

1. 少なくとも1ヶ月生計扶助を支給されている給付受給者については、
 - a) 性別、生月および生年、国籍、移住理由、外国人にあつては滞在許可法上の種別、世帯主との続柄、給付されている追加需要補助の種類
 - b) 15歳以上65歳未満の給付受給者にあつては、a)に掲げる指標の他、就労状況、稼得能力の制限状況
 - c) 18歳以上65歳未満の給付受給者にあつては、a)およびb)に掲げる指標の他、完全稼得能力減少が回復可能かどうか明らかでない場合で、個々の労働市場市況とは関わりなく第6編第43条第2項にいう完全稼得能力減少の状況
 - d) 需要算定が共通でおこなわれている人的共同体に属する給付受給者および個々の給付受給者にあつては、居住する市町村および居住区域、主体の種別、施設内および施設外における給付状況、月および年ごとの給付開始状況、少なくとも人的共同体の1人について継続する給付の月および年ごとの開始状況、各月の請求権

および総需要、認定された月額暖房抜き総家賃、収入認定対象収入または獲得収入および請求権移転の種類および程度、全世帯員数、世帯中の全給付受給者数
e) 人的共同体の構成が変化した場合および給付が終了した場合においては、aないしdに掲げる指標の他、構成の変化した月および年、給付の終了した月および年、給付の終了にあつては給付を終えた理由

2. 第1号の範囲に含まれない給付受給者については、性別、年齢、国籍、持ち家の保有状況、主体の種別

(2) 第121条第1号bに関する調査の調査指標は、性別、生月および生年、居住する市町村および居住区域、主体の種別、国籍、第41条第1項第2号にいう完全稼働能力減少の状況、施設内および施設外における給付状況、月および年ごとの給付開始状況およびその理由、第42条第1項第1号ないし第5号に掲げる各月の需要、各月の純粋需要、認定対象収入の種別とする。

(3) 第121条第1号cないしgに関する調査の調査指標は、個々の給付受給者について、性別、生月および生年、居住する市町村および居住区域、国籍、外国人にあつては滞在許可法上の種別、主体の種別、報告年度中および報告年度終了時ならびに施設内および施設外において第8条に掲げる給付ごとに支給された給付、施設内および施設外において年度終了時におこなわれた生計扶助、介護扶助および障害者統合扶助にあつては個々の給付の種類および事例ごとの支出、月および年ごとの給付開始および終了状況とする；さらに、個人予算による給付、障害者統合扶助にあつてはその他、一般労働市場への移行が成功した被用者、介護扶助にあつてはその他、社会保険主体からの介護給付支給状況、18歳以上65歳未満の第5章ないし第9章に定める施設内給付の受給者にあつては、これらの者が第4章に定める給付も受給できる限りで、第1項第1号cに掲げる指標とする。

(4) 第121条第2号に関する調査における調査指標は、主体の種別、第8条に定める施設内および施設外給付への支出、収入種別および第8条に定める給付ごとに施設内および施設外における収入とする；第4章に定める給付にあつてはその他、第45条第2文に定める鑑定意見の回数および費用とする。

第123条 補助的指標

(1) 補助的指標は以下に掲げるものとする。

1. 情報提供義務者の氏名および住所
2. 第122条第1項第1号および第2項に定める調査については、給付受給者の識別番号
3. 再調査に関係しうる者の氏名および電話番号

(2) 第1項第2号に定める識別番号は、統計の正確性の審査および最新の現状調査の集録を目的とする。識別番号は、受給権者の人的物的状況に関わる情報を含むものではなく、遅くとも再度の現状調査終了後可能な限り早く消去しなければならない。

第124条 定期性、報告時期

(1) 第122条第1項第1号aないしdおよび第2項に定める調査は、現状調査として毎年12月31日に実施する。その他報告は、給付の開始時および終了時ならびに人的共同体の構成変更時

に第122条第1項第1号dに基づいておこなわなければならない。第122条第1項第1号eに関する報告は、給付の終了時および人的共同体の構成変更時に同時におこなわなければならない。

(2) 第122条第1項第2号に定める調査は、現状調査として四半期ごとに当該四半期終了時に実施する。

(3) 第122条第3項および第4項に定める調査は、毎年前暦年についておこなう。

第125条 情報提供義務

(1) 調査に対しては情報提供義務が存在する。第123条第1項第3号に定める報告および第122条第1項第1号dならびに第122条第3項に定める居住区域についての報告は、任意とする。

(2) 情報提供義務を負うのは、管轄地域社会扶助主体、管轄広域社会扶助主体、本編に定める任務を履行する限りで郡に属する市町村および市町村連合とする。

第126条 送達、公表

(1) 事物管轄を有する連邦最上級行政庁および州行政庁に対して、立法機関との関係で使用するためおよび計画目的のため、ただし個別事例に規整を加えるためにすることは許されないが、連邦統計庁および州の統計担当行政庁は、統計結果の記載された表を、この表内容が特定の事例しか示さない限りであっても、送達することができる。表内容が特定の事例しか示さない表は、行政区域（都市州にあつては区域）以下に細分できない場合以外は送達してはならない。

(2) 州の統計担当行政庁は、現状調査および報告年度終了時調査の処理後毎年遅滞なく、連邦による追加処理のために、給付受給者25パーセント抽出調査による報告を連邦統計庁に利用させる。

(3) 社会扶助統計の結果は、市町村ごとに公表することができる。

第127条 地方自治体に対する送達

(1) 統計目的に限って、統計業務の実施を管轄する市町村および市町村連合に対し、これらの管轄領域に関して、補助的指標を除く第122条に定める調査による内容を、連邦統計法第16条第5項に定める要件が存している限り、送達することができる。

(2) データは、当該社会扶助主体が同意し、かつ報告機関によるデータ調査が標準的な集計規定および報告規定ならびに統一的評価手法に基づいてなされることが確保される場合、地方自治体間での比較目的のためにも送達することができる。

第128条 追加調査

第121条第1号に基づく収集対象とならない第3章ないし第9章に定める給付および措置については、必要な場合、追加調査を連邦統計として実施することができる。

第129条 政令への授権

連邦保健社会保障省は、このため、連邦内務省の了承のもと、連邦参議院の同意を得て、法規命令により、以下の詳細を定めることができる。

a) 第125条第2項に定める情報提供義務の範囲

- b) 生計扶助、老齢期および稼得能力減少時における基礎保障または第5章ないし第9章に定める給付の分類
- c) 生計扶助、老齢期および稼得能力減少時における基礎保障または第5章ないし第9章に定める給付のうち特定の給付の受給者
- d) 調査の時点
- e) 第122条および第123条にいう必要な調査指標および補助的指標
- f) 調査の種別（完全調査または抽出調査）

第16章 経過規定、最終規定

第130条 在宅で世話を受けている者についての経過規定

障害者統合扶助給付または介護扶助を受け、その世話が1996年6月26日の時点で自らの雇用した者または訪問サービスによって確保されている者には、1996年6月26日時点の法文における連邦社会扶助法第3a条を適用する。

第131条 特別プログラム・マインツモデルに伴う経過規定

第83条第1項にいう収入として考慮されない給付には、連邦経済労働省公布特別プログラム「マインツモデル」実施要綱に基づき労働者に支給される、社会保険料補助および児童手当加算も含む。

第132条 在外ドイツ人に対する社会扶助支給についての経過規定

(1) 2003年12月31日時点でこの時点の法文における連邦社会扶助法第147b条に定める給付を受けていたドイツ人は、困窮状態が継続している場合、引き続き当該給付を受ける。

(2) ドイツ人で、

1. 2004年1月1日時点で過去24箇月中断なく2003年12月31日時点の法文における連邦社会扶助法第119条に定める給付を受けていた者
2. 滞在国で長期滞在許可を得ている者

にあたる者は、困窮状態が継続している場合、引き続きこれらの給付を受ける。2003年12月31日時点で2003年12月31日時点の法文における連邦社会扶助法第119条に定める給付を受けていたドイツ人で、第1文の要件も第24条第1項の要件も満たさない者は、困窮状態が継続している場合、給付は2004年3月31日の経過により終了する。

(3) ドイツ人で、連邦補償法第1条第1項の要件を満たし、かつ

1. 1933年1月30日から1945年5月8日までの間に、ドイツ帝国領またはダンツィヒ自由市を、自らに帰責事由のない政治状況に起因する特別な強制状態から逃れるために脱出し、または同様の理由でドイツ帝国領内またはダンツィヒ自由市に帰還できなかった
2. 1945年5月8日以降1950年1月1日より前に、1937年12月31日時点のドイツ帝国領またはダンツィヒ自由市を脱出した

のいずれかにあたる者は、滞在国で長期滞在権を得ている限り、非常な困窮状態において、第1項および第2項または第24条第1項の要件を満たしていない場合であっても、給付を受けることができる；第24条第2項は、これを適用する。

第133条 基本法第116条第1項にいうドイツ人に対する特別の扶助についての経過規定

(1) 本法の適用領域外であるが基本法第116条第1項に掲げる領域内で生まれ、そこに通常の居所があるドイツ人は、非常な困窮状態において、第24条第1項の要件を満たしていないとしても、特別の扶助を受けることができる。第24条第2項は、これを適用する。これらの給付の額は、滞在国で比較可能な生活状態において通常おこなわれる給付に従って定める。特別の扶助は、連邦が費用を引き受け、国内にある民間社会福祉団体を通じて給付される。

(2) 連邦政府は、連邦参議院の承認のもと、人的受給要件、給付の算定、実施主体ならびに手続について法規命令を定める権限を付与される。

第133a条 施設入所中の扶助受給者についての経過規定

2004年12月31日時点で連邦社会扶助法第21条第3項第4文に定める追加現金給付請求権を有している者については、2004年12月の暦月全体において算出される額で当該給付をおこなう。

第134条 第2編発効に伴う経過規定

第2編にいう稼得能力ある要扶助者で、2004年12月31日まで、2004年12月31日時点の法文における連邦社会扶助法に定める給付または同法

1. 第18条第4項および第5項
2. 第19条第1項および第2項
3. 第20条

のいずれかに定める措置を承認されていた者には、これらの規定をその承認終了まで引き続き適用するが、遅くとも2005年12月31日までとする。

第135条 第2次法規整理法に伴う経過規定

(1) 1986年12月31日時点で結核患者、結核のおそれのある者または結核の治癒した者が第2次法規整理法により失効した規定に基づいて継続的給付を受けていた場合、これらの給付は旧適用規定に基づいて引き続き支給しなければならないが、遅くとも1987年12月31日までとする。事物管轄は、州法に基づき地域主体が管轄しない限り、引き続き広域社会扶助主体とする。

(2) 州は、旧結核扶助の枠内で支給される貸付の担当について、別の行政庁を指定することができる。

第136条 統一条約の基準

統一条約第3条と関連する付則I第X章第H群第III節第3号dおよびgの基準は、以降適用しない。その他なお存する統一条約第3条と関連する付則I第X章第H群第III章第3号の基準は、ベルリン州においては、以降適用しない。

資 料

1 関連データ

1-1 人口

ドイツの総人口は、2004年末で8253万人、うち外国人は734万人で、8.9%を占める。また65歳以上の人口の割合は18.6%で、今後も高齢化の進展が予想されている。

生産年齢人口（15歳から64歳まで）は5520万人で、うち25歳までの若年層が967万人となっている。

実際の就業者人口は4079万人（このうち外国人は240万人）、社会保険を適用されている就労者は、2652万人（このうち外国人は197万人）である。

●ソース:ドイツ連邦統計局(<http://www.destatis.de/>)

1-2 失業

★直近10年間の推移

	総数	男性	女性	失業率(%)
1995年	3612	1851	1761	10.4
1996年	3965	2112	1854	11.5
1997年	4384	2342	2042	12.7
1998年	4279	2273	2007	12.3
1999年	4099	2160	1939	11.7
2000年	3889	2053	1836	10.7
2001年	3852	2063	1788	10.3
2002年	4060	2239	1821	10.8
2003年	4376	2446	1930	11.6
2004年	4381	2449	1932	11.7

・単位:1000人

●ソース:連邦保健社会保障省編Statistisches Taschenbuch 2005

また、東西格差の激しさも特徴で、2004年通期で、旧西独地域は8.5%なのに対し、旧東独地域は18.4%（最高はメクレンブルク-フォアポンメルン州の20.5%）に達している（数値は、対就業可能人口）。

★2004年から2005年にかけての失業者数および失業率

	ドイツ全体		男性		女性		20歳未満		長期
	総数	失業率	数	失業率	数	失業率	数	失業率	失業者
2004年1月	4597	12.2	2649	13.4	1948	10.9	69	3.7	1630
2004年2月	4641	12.3	2690	13.6	1951	10.9	73	3.9	1645
2004年3月	4547	12.1	2609	13.2	1938	10.8	71	3.8	1657
2004年4月	4443	11.8	2506	12.7	1937	10.8	65	3.5	1679
2004年5月	4293	11.5	2401	12.3	1892	10.6	58	3.3	1675
2004年6月	4233	11.3	2351	12.0	1883	10.6	61	3.6	1677
2004年7月	4360	11.7	2397	12.3	1963	11.0	90	5.2	1705
2004年8月	4347	11.6	2373	12.1	1974	11.1	97	5.6	1715
2004年9月	4257	11.4	2320	11.9	1936	10.9	91	5.3	1717
2004年10月	4207	11.3	2294	11.7	1912	10.7	80	4.6	1705
2004年11月	4257	11.4	2334	11.9	1923	10.8	76	4.4	1706
2004年12月	4464	11.9	2497	12.8	1968	11.1	76	4.4	1737
2005年1月	5039	13.5	2822	14.4	2218	12.5	112	6.5	1779
2005年2月	5216	14.0	2920	14.9	2296	12.9	120	7.0	1808
2005年3月	5176	13.8	2902	14.8	2274	12.8	115	6.7	1818
2005年4月	4968	13.3	2720	13.9	2247	12.6	103	6.0	1814
2005年5月	4807	12.9	2607	13.3	2199	12.4	94	5.5	1805
2005年6月	4704	12.6	2533	13.0	2171	12.2	94	5.8	1796
2005年7月	4772	12.8	2544	13.1	2228	12.5	125	7.7	1817
2005年8月	4728	12.7	2498	12.8	2230	12.5	141	8.6	1808

・単位：1000人

・失業率は、対従属就業人口、季節調整前

●ソース：ドイツ連邦統計局(<http://www.destatis.de/>)

新法施行（2005年1月1日）を境に、失業者数に大きな変化があることに注目する必要がある。これは、それまで求職登録をせずにいた旧社会扶助受給者が、第2編の対象に移行することによって失業者として把握されたことなどが要因と見られる。

1-3 ポリユーム

★直近10年間における、第3編に基づく失業手当および失業扶助と、連邦社会扶助法に基づく社会扶助それぞれの受給者数・給付費用の推移

	失業手当		失業扶助		社会扶助 (全体)	社会扶助 (生計扶助)		社会扶助 (特別扶助)	
	人数	費用	人数	費用	総費用	人数	費用	人数	費用
1995年	1780	24644	982	10486	26669.4	2516	7395.8	1485	17064.5
1996年	1989	28455	1104	12386	25457.6	2695	7744.2	1409	15532.0
1997年	2155	30283	1354	14315	22776.3	2893	8249.9	1411	12458.1
1998年	1987	27010	1504	15562	23030.1	2879	8632.4	1378	12487.6
1999年	1829	24862	1495	15580	22978.5	2792	8299.2	1402	12934.0
2000年	1695	23610	1457	13161	23319.0	2677	8136.4	1459	13542.4
2001年	1725	24620	1477	12777	23941.6	2699	8079.8	1498	14272.8
2002年	1899	27007	1692	14756	24652.4	2757	8264.6	1559	14824.4
2003年	1914	29048	2005	16533	25590.2	2811	8255.3	1611	15773.3
2004年	1845	29072	2202	18758					

・単位:人数は1000人、費用は100万ユーロ

・2004年の社会扶助データは未詳

●ソース:連邦保健社会保障省編Statistisches Taschenbuch 2005

★新法施行後の、第2編に基づく失業手当II・社会手当の受給者数

	失業手当I	失業手当II	社会手当
2005年1月	2068863	4088955	1516168
2005年2月	2096082	4303656	1540573
2005年3月	2017895	4493864	1590496
2005年4月	1812615	4667353	1640700
2005年5月	1690886	4665857	1641232
2005年6月	1622796	4707338	1656820
2005年7月	1686605	4763747	1687749
2005年8月	1650336	4845344	1717574

・単位:人

●ソース:連邦雇用エージェンシー(<http://www.arbeitsagentur.de/>)統計

新社会扶助など、第12編に基づく給付の正確なデータは、まだ上がっていないようである。

1-4 給付額

★第2編に基づく基準給付の額（ユーロ）

	・単身者 ・単身養育者 ・未成年のパートナーがいる者	・18歳以上の需要共同体の成員 (稼得可能;2人まで)	・14歳未満の需要共同体の成員 (稼得不能)	・14歳以上18歳未満の需要共同体の成員(稼得不能) ・その他の稼得可能な18歳以上の需要共同体の成員 ・未成年のパートナー
乗率(%)	100	90	60	80
旧西独	345	311	207	276
旧東独	331	298	199	265

●計算例（旧西独基準；いずれも、ここに住居費・暖房費・一時給付などが加わる）：

○母親アンゲラ(25歳、シングルマザー、失業中)と娘ビアンカ(6歳)

・アンゲラ	345ユーロ	[失業手当II]
・ビアンカ	207ユーロ	[社会手当]
・単身養育加算	124ユーロ	[第2編第21条第3項第1号適用]
合計	676ユーロ	

* アンゲラが二人目を妊娠している場合、妊娠12週目以降はさらに59ユーロの加算がつく。

○父親クラウス(45歳、失業中)、母親ダニエラ(41歳、失業中)、長女エマ(20歳、重度障害者)、長男フ란ツ(17歳、就学中)

・クラウス	311ユーロ	[失業手当II]
・ダニエラ	311ユーロ	[失業手当II]
・エマ	276ユーロ	[基礎保障]*
・フ란ツ	276ユーロ	[社会手当]
合計	1174ユーロ	

* エマは重度障害で稼得能力がないため、第12編第4章の基礎保障給付が優先的に適用される(第12編第28条施行令)。また、第12編に基づく障害者加算が適用されれば、97ユーロがこれに加わる(第12編第30条第4項)。

★第12編に基づく基準給付・基礎保障給付の額（ユーロ）

	世帯主 (標準扶助額)	その他の世帯員	
		14歳未満	14歳以上
乗率	100	60	80
旧西独	345	207	276
旧東独	331	199	265

●計算例（旧西独基準；いずれも、ここに住居費・暖房費・一時給付、第12編第5章から第9章に定める給付などが加わる）：

○父親ゲオルク（40歳、交通事故で車椅子生活）母親ハイケ（39歳、精神疾患）、息子インゴ（13歳、就学中）

- ・ゲオルク 345ユーロ [生計扶助]
- ・ハイケ 276ユーロ [生計扶助]
- ・インゴ 207ユーロ [生計扶助]
- ・障害者加算 59ユーロ [第12編第30条第1項第2号適用]
- 合計 887ユーロ

*ゲオルクのみ、障害等級Gと仮定した。

○ヨーゼフ(68歳、単身)

- ・ヨーゼフ 345ユーロ [基礎保障]
- 合計 345ユーロ

*キルステン(63歳)と離婚していなかった場合、彼女には生計扶助276ユーロが算定される。

2 参考・関連文献

2-1 日本語

- 小川政亮「ドイツ連邦共和国 連邦社会扶助法（改定仮訳）」総合社会福祉研究第15号（1999年）105頁
- 布川日佐史編著『雇用政策と公的扶助の交錯』（御茶の水書房、2002年）

2-2 ドイツ語

[入門書・手引書]

- Albrecht Brühl/Jürgen Sauer, Mein Recht auf Sozialleistungen, 19. Auflage 2005
- Jost Hüttenbrink, Fragen zur Sozialhilfe, 8. Auflage 2004

[概説書・体系書]

- Heribert Renn/Dietrich Schoch, Grundsicherung für Arbeitsuchende (SGB II), Nomos 2005
- Ralf Rothkegel (Hrsg.), Sozialhilferecht, Nomos 2005

[コンメンタール]

- Wolfgang Eicher/Wolfgang Spellbrink, SGB II, Kommentar, C. H. Beck 2005
- Christian Grube/Volker Wahrendorf/Christoph Schoenfeld/Klaus Streichsbier, SGB XII, Kommentar, C. H. Beck 2005
- Johannes Münder (Hrsg.), Sozialgesetzbuch II, Lehr- und Praxiskommentar, Nomos 2005
- Johannes Münder u. a., Sozialgesetzbuch XII, Lehr- und Praxiskommentar, 7. Auflage Nomos 2005

3 社会法典第12編と連邦社会扶助法との条文対照表

●左の明朝数字が第12編、右のゴシック数字が連邦社会扶助法の条文である。

●ゴシック数字のうち、()は項、Sは文を表す。数字の前のRは「連邦社会扶助法第二二条の施行に関する法令(Regelsatzverordnung)」を、Gは「老齡期および稼得能力減少時における需要に即した基礎保障に関する法律(GSiG)」を示す。

1条	1 (2)	34条	15a
2条	2	35条	21 (3), 27 (3)
3条	9, 96 (1) S1 (2) S1	36条	16
4条	95	37条	新条文
5条	10	38条	15b
6条	102	39条	25 (1) (3)
7条	新条文	40条	22 (5)
8条	1 (1), 27 (1)	41条	G1, G2 (1) (3)
9条	3	42条	G3
10条	8	43条	G2
11条	17, 18	44条	G6
12条	新条文	45条	G5 (2)
13条	3a, 97 (4)	46条	G5 (1)
14条	新条文	47条	37 (2)
15条	6	48条	37 (1)
16条	7	49条	36
17条	4	50条	36b
18条	5	51条	36a
19条	11 (1) (2), G1, 28, 29	52条	38
20条	122	53条	39
21条	新条文	54条	40
22条	26	55条	40a
23条	120	56条	41
24条	119	57条	新条文
25条	121	58条	46
26条	25 (2) (3), 25a, 29a	59条	126
27条	12, 11 (3)	60条	47
28条	22, R3 (3)	61条	68
29条	R3 (1) (2), 15a (1)	62条	68a
30条	23	63条	69
31条	21 (1a) (2)	64条	69a
32条	13	65条	69b
33条	14	66条	69c

67条 72 (1)
68条 72 (2) (3) (4)
69条 72 (5)
70条 70, 71
71条 75
72条 67
73条 27 (2)
74条 15
75条 93
76条 93a
77条 93b
78条 93c
79条 93d
80条 94 (1) (2) (3)
81条 94(4)
82条 76 (1) (2) (2a)
83条 77
84条 78
85条 79 (1) (2) (3)
86条 79 (4)
87条 84
88条 85
89条 87
90条 88 (1) (2) (3)
91条 89
92条 43
93条 90
94条 91
95条 91a
96条 76 (3), 88 (4)
97条 99, 100, 101
98条 97, G4 (1)
99条 96
100条 146
101条 151
102条 92c

103条 92a (1) (2) (3)
104条 92a (4)
105条 新条文
106条 103
107条 104
108条 108
109条 109
110条 111
111条 新条文
112条 113
113条 122a
114条 140
115条 147
116条 114
117条 116
118条 117
119条 118
120条 117 (1) (2)
121条 127, G8 (1)
122条 128, G8 (2) (3)
123条 129, G8 (4)
124条 130, G8 (5)
125条 131, G8 (5)
126条 132, G8 (5)
127条 133
128条 134
129条 134
130条 143
131条 77 (1) S2
132条 147b
133条 119 (7)
133a条 新条文
134条 新条文
135条 147a
136条 152

4 社会法典第2編の立法・改正経緯

○公布 2003年12月24日 (BGBl. I S. 2954)

Viertes Gesetz für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt

○第1次改正 2004年7月23日 (BGBl. I S. 1842)

Gesetz zur Intensivierung der Bekämpfung der Schwarzarbeit und damit zusammenhängender Steuerhinterziehung

対象：64 (1), (2)条

○第2次改正 2004年7月30日 (BGBl. I S. 2014)

Gesetz zur optionalen Trägerschaft von Kommunen nach dem Zweiten Buch Sozialgesetzbuch (Kommunales Optionsgesetz)

対象：目次, 4 (2), 5 (2), 6, 6a, 6b, 6c, 7 (3), 10 (1), 11 (2), 15, 16 (1), 17, 18, 20 (4), 23 (4), 25, 28 (1), 29 (1), 31, 33, 36, 43, 44a, 44b, 46, 47 (1), 50, 51, 51a, 51b, 51c, 52, 53 (1), 65, 65a, 65b, 65c, 65d, 65eの各条, 付則

○第3次改正 2004年11月19日 (BGBl. I S. 2902)

Viertes Gesetz zur Änderung des Dritten Buches Sozialgesetzbuch und anderer Gesetze

対象：目次, 12 (2), 43の各条

○第4次改正 2005年3月21日 (BGBl. I S. 818)

Gesetz zur Vereinfachung der Verwaltungsverfahren im Sozialrecht (Verwaltungsvereinfachungsgesetz)

対象：目次, 25, 26 (2)の各条

○第5次 (最新) 改正 2005年8月14日 (BGBl. I S. 2407)

Gesetz zur Neufassung der Freibetragsregelungen für erwerbsfähige Hilfebedürftige (Freibetragsneuregelungsgesetz)

対象：目次, 11, 29, 30, 36a, 40, 67の各条

*今次の改正では、新規挿入された36a条の目次への反映が含まれていなかったが、訳文では便宜上附しておいた。

5 社会法典第12編の立法・改正経緯

○公布 2003年12月27日 (BGBl. I S. 3022)

Gesetz zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch

○第1次改正 2004年7月30日 (BGBl. I S. 1950)

Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz)

対象 : 23条

○第2次改正 2004年12月9日 (BGBl. I S. 3242)

Gesetz zur Organisationsreform in der gesetzlichen Rentenversicherung (RVOrgG)

対象 : 45 (1), (2)条

○第3次改正 2004年12月9日 (BGBl. I S. 3305)

Gesetz zur Änderung des Gesetzes zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch

対象 : 目次, 28 (2), 35, 37 (2), 82, 133aの各条

○第4次 (最新) 改正 2005年3月21日 (BGBl. I S. 818)

Gesetz zur Vereinfachung der Verwaltungsverfahren im Sozialrecht (Verwaltungsvereinfachungsgesetz)

対象 : 29 (1), 40, 42, 43 (1), 45 (2), 52 (3), 82 (3), 94 (2), 98 (5), 102 (1), 105 (2)の各条